

議員提案第7号

子ども・子育て支援制度の公定価格における「地域区分」の見直しに関する意見書

保育士の給与水準に直結する子ども・子育て支援制度における公定価格の「地域区分」については、これまで、国として統一かつ客観的ルール必要性や、他の社会保障制度との整合性などの観点から、地域ごとの民間の給与水準を反映させている国家公務員の地域手当の支給割合にかかるとして設定されている。

そのため、こうして設定された地域区分は、大都市が高い傾向にあり、同一の生活圏を構成している近隣自治体が低く設定されている場合もあり、自治体間での格差が生じ、高い専門性をもった保育人材が大都市に流出してしまう大きな問題となっている。

同様の状況にある川口市でも、東京都特別区やさいたま市との狭間に位置し、生活圏を構成する当市の地域区分が6%であるが、隣接する東京都特別区が20%、さいたま市が15%と、大きな隔りがあり、これまで、保育士確保に深刻な影響を与えていることから、国への要望活動を繰り返し行なってきたところである。

しかしながら、令和6年の人事院勧告による国家公務員の地域手当の見直しでは、当市の要望活動が実らず、大きく後退する内容となり、東京都特別区の20%に対し、当市は4%へと引き下げられ、さらなる格差が拡大するもので、看過できるものではない。

こうした中、こども家庭庁が保育分野における公定価格の地域区分については、これまでと同様に人事院勧告に準拠し、都道府県単位に広域化した場合、一部の自治体で隣接する県外の自治体との差が拡大することを踏まえて検討した末、これまでの地域区分が維持されたところである。

この結果、当市にとって、格差の拡大は回避できたが、依然として、近隣自治体との格差が是正されておらず、保育士の確保に不利な状況が続いており、当市の子育て環境に大きな支障が生じるおそれがあることから、下記のとおり強く要望する。

記

一刻も早く、県境等を中心とした隣接した市町村等の級地格差への対応を実施し、地域区分を平準化すること

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出する。

令和7年12月23日

川口市議会 議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
こども家庭庁長官
内閣府特命担当大臣（こども政策）